

板橋区放課後対策事業運営委員会設置要綱

(平成28年3月31日教育長決定)

(設置)

第1条 板橋区在住の小学生(以下「児童」という。)を対象とし、放課後を中心に、安心・安全な居場所の提供と健やかな成長に資することを目的に実施する事業(以下「放課後対策事業」という。)の運営を円滑に行うために、板橋区放課後対策事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 運営委員会は、放課後対策事業に関する次に掲げる事項について、検討及び協議を行う。

- (1) 各事業計画の進行管理に関すること。
- (2) 児童の安全管理と健全育成に関すること。
- (3) 広報活動に関すること。
- (4) 地域との連携促進に関すること。
- (5) 活動プログラムの充実に関すること。
- (6) 各あいキッズ運営の評価等に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区内児童の放課後対策事業に関すること。

(組織)

第3条 運営委員会の委員は、委員15人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区立小学校関係者
- (3) 区立小学校保護者代表者
- (4) 社会教育関係者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 住民の代表者
- (7) 区職員のうち、別表に掲げる職にある者
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育長が特に必要と認めたる者

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職

務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命のあった日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第7条 運営委員会が所掌する事項について、委員長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局地域教育力推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部	役 職
子ども家庭部	子ども家庭部長
教育委員会事務局	地域教育力担当部長